Ⅲ-14 信夫中学校いじめ防止等の対策に関する基本方針

福島市立信夫中学校

- いじめの定義(いじめとは) ※ 1度でも苦痛を感じたら「いじめ」である。
 - 「生徒に対して、他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、この行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの」(いじめ防止対策推進法 第二条より要約)
- いじめの禁止 ※ 「いじめ」を行うことは犯罪である。

「児童等は、いじめを行ってはならない。」(いじめ防止対策推進法 第四条)

1 目 的

『いじめ防止対策推進法』(H25.9.28 施行 H29.3 改訂)及び『福島市いじめ防止等に関する条例』(H29.4.1 施行)を受け、本校の「いじめ防止等の対策に関する基本方針」を定め、いじめの根絶と、早期発見・早期解消に尽力し、全校生が安心して学校生活を送れるようにすることを目的とする。

2 組 織

(1) いじめ根絶チーム

いじめ根絶チームを設置し、いじめの根絶のための実効ある取り組みや対応について協議するとともに、家庭や地域と協力し、情報交換することで、早期発見・早期解消を図る。

いじめ根絶チーム

- いじめ対策委員会 校長、教頭、生徒指導主事、各学年主任、PTA本部役員 ・いじめの実態把握や重大ないじめの対応について協議する。
 - ・家庭や地域からの情報を共有し、早期発見・早期対応を進める。
- いじめ防止委員会 校長、教頭、生徒指導主事、各学年生徒指導係、養護教諭・いじめの未然防止と根絶を図るための取り組みや対応を行う。
- (2) 生徒指導委員会

生徒指導委員会では、日常生活において、いじめの早期発見・早期指導について協議するとともに、いじめ根絶に向けての具体的な対応を行う。

(3) サポート委員会

サポート委員会では、欠席が多い生徒の対応について協議するとともに、いじめの関連性についての情報交換をする。

3 年間計画

月	主な実践	月	主な実践
4 月	年間計画の作成	10 月	生活状況調査(兼教育相談アンケ
	いじめ根絶宣言(全校生、保護者)		ート)の実施
	家庭訪問(1・2年対象)		
5 月	生活状況調査(いじめアンケート)	11 月	二者面談 (全学年)
	の実施、いじめ0宣言・決意文作成		教育(三者)相談(全学年)
6 月	日常面談 (随時全学年)	12 月	冬休み前相談 (随時全学年)
7 月	夏休み前面談 (随時全学年)	1月	冬休み明け面談 (随時全学年)
	三者面談 (3年) 夏休み中		
8月	三者面談 (3年) 夏休み中	2 月	生活状況調査(いじめアンケート)
			の実施
9月	夏休み明け面談 (随時全学年)	3 月	今年度の反省

- 4 いじめの理解 いじめを次のように理解し、常に危機感をもち、迅速に対応する。
 - (1) いじめは、人間として決して許されないことである。
 - (2) いじめは、どこでもどの生徒にも起こりうるものである。
 - (3) いじめは、生命または身体に重大な危険を生じさせうるものである。
 - (4) 集団として、いじめを容認しない雰囲気を作ることが必要である。
 - (5) 学校・保護者・地域・関係機関等が連携し、協力のもと、いじめを早期に発見し、迅速に対応することが重要である。

- 5 いじめの防止等に向けての取り組み
 - (1) いじめを許さない学校づくり~一人ひとりの個性や良さが発揮される学校~
 - ① 道徳教育の充実
 - 道徳的判断力を高めるとともに、いじめを許さない心情や態度を育てる授業 を行う。
 - 「生命を尊重する心」や「思いやりのある心」を重点とした道徳教育を推進する。
 - ② 学級活動の充実
 - ・ 生徒相互の人間関係の構築を図るために、コミュニケーション能力やソーシャルスキルを高める授業を行う。また、規範意識を高める授業を展開する。
 - 生徒一人ひとりの良さを引き出し、教職員による「居場所づくり」を進めるとともに、生徒が主体的に取り組む「絆づくり」ができるような機会を設ける。
 - ③ いじめ根絶宣言 「いじめ防止対策推進法」の周知
 - ・ 全校集会(生徒)やPTA総会・学年懇談会(保護者)において「いじめ防止対策推進法」について説明し、いじめの根絶に向けての協力を要請する。
 - ④ いじめ0宣言
 - 生徒総会で、生徒会本部による呼びかけを行う。
 - ・ 学級活動で、学級ごとに「いじめ0宣言」を作成し、掲示する。
 - ⑤ いじめ根絶に向けての決意文
 - ・ 学級活動で、一人ひとり「決意文」を作成する。
 - ⑥ 生活状況調査(いじめアンケート)の実施
 - ・ 年3回(学期ごと)にアンケートを行い、いじめの早期発見・早期対応に役立てる。
 - ⑦ 教育相談の充実(二者面談・三者相談)
 - ・ 定期的な教育相談で、いじめの有無を確認するとともに、日常的にチャンス 相談を行い、早期発見・早期対応に役立てる。
 - 日常相談(チャンス相談)を適切に行い、日頃から生徒の話をよく聞き、生徒がいじめについて訴えやすい人間関係を構築する。
 - ⑧ 日常生活での生徒観察・生徒理解
 - 生徒の些細な変化を見逃さず、教職員間の情報共有を迅速に行い、組織的に 対応できるようにする。
 - (2) いじめの認知に向けての取り組み~『いじめ見逃し0』~
 - ① 登下校
 - ・ 生徒の状況を速やかに把握できるように、登校観察・指導(校門付近)を分担して行う。
 - ・ 学級担任は、教室で生徒の状況を把握する。(欠席・遅刻の確認)
 - ② 授業
 - 分かる授業を展開するとともに、全生徒が安心して発言できる学習の場になるように配慮・指導する。
 - ③ 休み時間
 - ・ 生徒の状況を速やかに把握できるように、学年ごとに分担し、生徒観察・生徒把握に努める。
 - ④ 係活動·部活動
 - ・ 全職員で分担し、顧問の指導のもと、活動が活発に行われるように支援する。

(3) いじめへの対応

その日の	1 いじめの情報をキャッチ (いじめの認知) ・いじめの事実確認	担 任 ← 生徒・保護者からの情報 他の教職員からの情報 アンケート 個別面談等
うちに	2 報告・憶測を入れずに事実のみ・些細なことでも報告	学年生徒指導担当 学年主任 学年で方針を協議 報告
		生徒指導主事 学年の方針を聞いた上で 管理職 助言・指示
その		学校全体で組織的な対応
日 ・ 翌		※ 緊急度に応じて、いじめ根絶 チームによる対応を行う。
立日のうちに	* いじめ根絶チームの構築	いじめ根絶チーム事実確認した内容の共有指導・支援体制の構築指導・支援方針の立案・共有・誰が、誰に、いつまでに、何を
		・緊急に対応することは ・中・長期的に対応することは ・保護者への対応は 等 ・必要に応じて警察等の関係機関 と協力し、対応に当たる。
	3 事実関係の把握・情報収集・いじめられた生徒・いじめた生徒・まわりの生徒・教職員・保護者	担任・関係職員 ・いじめられた生徒 事実確認 ・いじめた生徒 情報の突合せ 報告 生徒指導主事 管理職
	4 指導・助言・支援 ・いじめられた生徒と その保護者	担任・関係職員 いじめた生徒及びその 保護者への指導・助言
	いじめた生徒とその保護者まわりの生徒	いじめられた生徒及び
	6 福島市教育委員会への報告	福島市教育委員会
		※ 認知した日に事実確認や指導ができなかった場合→いじめられた生徒の保護者に連絡し、学校としての方針を伝える。
その後の対	7 再発防止対策	いじめ根絶チーム(いじめ防止委員会) ・情報共有 ・再発防止に向けての方針の立案 ・全職員による生徒観察
対応		担任・関係職員・いじめられた生徒への 定期的な確認

- 6 重大事態への対応
- 重大事態の定義(重大事態とは)
 - ① いじめにより、生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じる疑いがあるとき。
 - ② いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき。
 - (1) 重大事態が発生した場合には、速やかに「いじめ根絶チーム」による協議を行い、その後の指導・支援の方針、具体的対応を明確にするとともに、質問票の使用や、その他の適切な方法により、事実関係を把握するための調査を行う。
 - (2) (1)の調査を行った際には、いじめを受けた生徒及びその保護者に対し、事 実関係や、その他の必要な情報を適切に提供する。
 - (3) 必要に応じて関係諸機関との適切な連携に努める。
- 7 学校評価における留意事項
 - (1) いじめの防止、早期発見、いじめの再発を防ぐための取り組みまど、適正な評価を実施する。